

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、公告する。

令和8年（2026年）3月24日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業務名 市営墓地（東部地区）管理清掃業務
2. 業務場所 市内東部地区にある市営墓地
（東部墓地・関山墓地・功山寺墓地・覚苑寺墓地・竜王墓地・清末墓地）
3. 業務期間 契約締結日から令和9年（2027年）3月31日
4. 業務内容 別紙1「仕様書」、別紙2「特記仕様書（環境簡易）」及び別紙3「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおり
5. 入札条件
 - （1）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - （2）この公告の日から入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
 - （3）公告日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿「建物等保守管理」の「道路・公園・森林等の清掃・管理」に登録があること。
 - （4）下関市内に本店を有すること。
 - （5）1名以上の造園技能士（1級及び2級に限る）又は造園施工管理技士の有資格者を配置できること。ただし、配置予定の造園技能士、造園施工管理技士について「直接かつ恒常的な雇用関係」が必要である。
 - （6）本委託業務に係る入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。
6. 入札参加資格確認申請方法
「入札参加資格確認申請書」（様式①）に次に掲げる書類を添付し、下関市市民部生活安全課に郵送又は持参すること。

- ・入札条件に挙げる（５）の内容が確認できる書類
- ・国又は地方公共団体その他公共団体との契約実績を示す書類（過去１０年以内に同種業務の契約実績を有する場合のみ、契約書の写しを添付すること。）

審査の結果は、別途「入札参加資格確認通知書」で通知する。

7. 入札参加資格確認申請書の提出期限

- ・提出期限 令和８年４月２日（木）午後５時（必着）
- ・提出先 〒750-8521

下関市南部町１番１号 下関市市民部生活安全課

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、また受付期限を経過した場合は受理しない。

8. 質問の方法

- （１）本入札による質問はファクシミリによること。
（下関市市民部生活安全課 FAX 083-242-0799）
- （２）質問の期限は令和８年３月３０日（月）午後１時までとする。
- （３）質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに回答する。
- （４）問合せ先 下関市市民部生活安全課施設管理係

9. 入札方法

- （１）「入札書」（様式②）を下記１０（２）入札場所に持参すること。また、入札額は、消費税額を含まない総額の委託料を記載すること。
- （２）郵便による入札は認めない。

10. 入札日時等

- （１）入札日時 令和８年４月８日（水）午前１１時３０分
- （２）入札場所 下関市南部町１番１号
下関市市役所西棟５階５０７会議室

11. 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

12. 契約条項を示す場所及び日時

- （１）備付場所 下関市南部町１番１号 下関市市民部生活安全課
- （２）備付期間 公告の日から令和８年４月２日（木）午後５時まで

1 3 . その他

- (1) 代理人をして入札させるときは、委任状（様式③）を代理人に持参させなければならない。
- (2) 入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札及び関係法令に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (3) 入札参加者が入札の日までに入札条件を満たさなくなった場合は入札に参加できない。
- (4) 入札保証金の納付がない者又は入札保証金が不足する者の行った入札は無効とする。
- (5) 入札者が明瞭でない入札書又は入札金額の判読できない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (6) 入札者の記名押印のない入札書又は住所の記載がない入札書によりなされた入札は無効とする。
- (7) 代理人でその資格がない者の行った入札又は1人で2人以上の代理として行った入札は無効とする。
- (8) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (9) 落札者が契約時までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止を受けたとき、並びに業務に必要な人員及び有資格者の配置ができなくなった場合は、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (10) 入札参加資格申請にかかる費用はすべて申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (11) 業務の開始にあたり、業務の引き継ぎに係る費用は引き継ぐ者の負担とする。
- (12) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、「消せるボールペン」は使用しないこと。